

別記第3号様式(第3条関係)

見積結果表(随意契約)

契約の名称 子ども・子育て支援事業業務委託(その2)
 履行場所 聖籠はじめこども園
 履行期間 令和9年3月31日まで

予定価格	— 円	制限価格	— 円
見積書比較 予定価格	— 円	見積書比較 制限価格	— 円

見積額	記事	入札者
別紙のとおり	契約の相手方に決定	社会福祉法人 親永会
以下余白		

備考 —

見積日時 令和一年一月一日 午前一時一分

上記見積者を指名した理由
本件は特定教育・保育業務、未満児保育業務、延長保育業務を実施するものであり、町内において、特定教育・保育施設を運営し、受け入れが可能である、社会福祉法人 親永会と聖籠町財務規則第141条3項並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき一者随意契約とするものです。

別記第4号様式(第3条関係)

契 約 締 結 結 果 表

契約の名称 子ども・子育て支援事業業務委託（その2）

履行場所 聖籠はじめこども園

種 別 委託

契約の概要 特定教育・保育業務、未満児保育業務、延長保育業務を実施

契約の相手方

住 所 新潟県新潟市東区河渡甲135番地7

商号又は名称 社会福祉法人 親永会

履行期間（自） 令和8年4月1日

 （至） 令和9年3月31日

契約金額 別紙のとおり

別 紙

子ども・子育て支援事業業務委託（その2）算定方法について

子ども・子育て支援事業業務委託料は下記のとおりとする。

(1) 施設型給付費

教育・保育を行う施設に適用される公定価格に基づき、入所児童数に応じて保育に必要な経費を支払うものとする（休日保育実施分を含む）。

(2) 未満児保育事業

新潟県特別保育事業実施要綱に基づき、入所児童数及び職員配置状況に応じて未満児保育に必要な経費を支払うものとする。

(3) 延長保育事業・一時預かり事業

子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、事業実施状況に応じて各子育て支援事業の実施に必要な経費を支払うものとする。